○総務省・文部科学省告示第一号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、平成二十二年総務省・文部科学省告示第一号（独立行政法人宇宙航空研究開発機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額の算定基準等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　下村　博文

第一条中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」に、「独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○総務省・経済産業省告示第一号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）第六条の規定に基づく民間において行われる基盤技術に関する試験研究の促進に関する基本方針（平成十三年総務省・経済産業省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗
経済産業大臣　宮沢　洋一

1の2の㈡中「独立行政法人情報通信研究機構及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○消防庁告示第七号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第五十一条第四項の規定に基づき、消防学校の施設、人員及び運営の基準（昭和四十六年消防庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日

消防庁長官　坂本　森男

第七条中「別表第三」を「消防学校の最繁忙時（第十条に規定する教育訓練実施計画に基づき教育訓練（連続して二日以上の間にわたつて実施するものに限る。）を実施したときに学生数の最も多い時期をいう。以下同じ。）の学生数に〇・〇九を乗じて得た数に、別表第三の上欄に掲げる最繁忙時の学生数の区分に応じ、当該下欄に定める補正係数を乗じた数（その数に一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げた数）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定により算定した教員の数が五に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、教員の数は五を基準とする。

第十条に次の一項を加える。

2　教育訓練実施計画の策定に当たつては、教育訓練が最も効率的かつ効果的になるよう留意しなければならない。

第十一条中「（平成十五年消防庁告示第二号）」を「（平成十五年消防庁告示第三号）」に改める。

第十三条の見出しを「（教育技術の向上等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　教員は、必要に応じ、消防学校の教職員以外の者で消防に関する相当の学識経験を有するものの協力を得て、効果的に教育訓練を行うよう努めるものとする。

第十四条中「学校長」の下に「その他の職員」を加え、同条第三号中「厚生、娯楽」を「厚生福利」に改める。

別表第一教育訓練施設の項中「視聴覚室」の下に「又はこれと同程度の設備を有する教室」を加え、「、展示室」を削り、「屋内訓練場」の下に「、実践的訓練施設」を加え、同表宿泊施設の項中「娯楽室」を「共用室」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考

一　実践的訓練施設とは、実災害の現場と類似した状況を再現して訓練を行うことのできる施設をいう。

二　実践的訓練施設については、複数の消防学校が共同して整備し、使用し、又は維持管理することができる。

別表第二警防教育教材及び教具の項中「安全管理機器」の下に「、ＮＢＣ災害対応訓練用資機材」を加え、同表救急教育教材及び教具の項中「救急医療器具」の下に「、訓練用人形、自動体外式除細動器」を加え、同表視聴覚教育教材及び教具の項中「オーバーヘッドプロジェクター、写真設備、ビデオ装置、拡声装置」を「ＡＶ機器」に改める。

別表第三を次のように改める。

別表第三（第七条関係）

最繁忙時の学生数	補正係数
七十人未満	一・二
七十人以上百人未満	一・六七から最繁忙時の学生数に〇・〇〇六七を乗じて得た数を減じた数
百人以上百四十人未満	一
百四十人以上百九十人未満	一・五六から最繁忙時の学生数に〇・〇〇四を乗じて得た数を減じた数
百九十人以上	〇・八

備考　補正係数に小数点以下第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○消防庁告示第八号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第五十一条第四項の規定に基づき、消防学校の教育訓練の基準（平成十五年消防庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日

消防庁長官　坂本　森男

第四条第二項中「時間数」を「単位時間数」に改める。

第五条第二項第三号ハ中「違反対象物」の下に「の関係者（当該違反対象物の管理について権原を有する者を含む。）」を加え、同条第三項中「時間数」を「単位時間数」に改める。

第六条第四項、第八条第三項、第九条第三項及び第十条第四項中「時間数」を「単位時間数」に改める。

第十二条の見出しを「（一単位時間及び一週間の単位時間数）」に改め、同条第一項中「標準」を「基準」に改め、同条第二項中「時間数」を「単位時間数」に、「三十五時間を標準」を「三十五を基準」に改める。